

憲法を
くらしの
中に

憲法週間です

昭和22年（1947年）5月3日、
国民主権・基本的人権の尊重・平和主
義を三つの基本原則とする日本国憲法
が施行され、今年で60年を迎えます。

1火~7日

人権は、人としての尊
厳に基づいて、だれもが
生まれながらにして持つ
ている固有の権利です。
すべての人が、かけがえ
のない存在としての生存
と、自由を確保し、幸福
に生きるために欠かすこ
とのできない権利として
保障されています。
しかし、我が国におけ
る人権問題は、子ども、
女性、高齢者、障害者、
同和問題など、さまざま
な課題があります。
憲法週間を機会に、日
常生活をふりかえり、す
べての人々が豊かな人間
関係の中で、暮らすこと
ができるように、あらた
めて人権について考え
てみませんか。

憲法を学ぶ市民の集い



と き 9日(水)18時~19時30分

ところ 中央公民館 中講堂

演 題 生かそう平和憲法！ヒロシマ記者の体験から

講 師 中国新聞社 特別編集委員 田城 明さん

1972年中国新聞社入社。1987年米国タフツ大学フレッチャーズ法律・外交スクール大学院修士課程修了（国際関係論）。1996年「ボーン・上田記念国際記者賞」、2000年「日本ジャーナリスト会議大賞」、2003年「日本記者クラブ賞」それぞれ受賞。

入場無料

問い合わせ先 人権推進課 (☎0848⑦6044 ㉨0848⑦6199)

市民参加型事業の説明会

と き 29日(火)18時30分~20時

ところ 中央公民館 中講堂

対 象 個人および団体

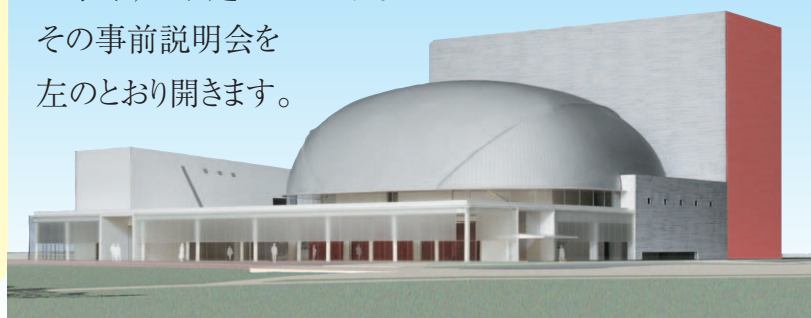
予定の分野 ピアノ演奏、合唱、吹奏楽、邦楽、カラオケ、新舞踊、日舞、和太鼓など

問い合わせ先

三原まちづくり芸術文化センター
共同事業体 (☎0848⑧0886
FAX 0848⑧2155 HP <http://www.mihara-popolo.com>)

ポポロでは、10月14日(日)の開館から12月にかけて、市民の皆さんがポポロを体験するための事業(市民参加型事業)を予定しています。

その事前説明会を
左のとおり開きます。



自主防災組織への 助成制度を創設

今年度から、自主防災組織に対して、これまでの防災救助用具(レスキューット)の支給にかえて、防災設備や資機材などを整備する際の助成金交付制度を創設しました。

対象 市から設立の認定を受けた自主防災組織

助成内容 構成世帯数300世帯未満の場合は10万円、300世帯以上の場合は20万円を上限とします。

問い合わせ先 市民生活課

(☎0848⑧6761
79 FAX 0848⑧6761
99)

